

東京都板橋区幼保連携型認定こども園認可等事務取扱要綱

令和4年6月13日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準」という。）、東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第16号。以下「条例」という。）、東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和4年板橋区規則第34号。以下「規則」という。）、東京都板橋区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（令和4年板橋区規則第33号。以下「法施行細則」という。）、その他法令に定めるもののほか、板橋区（以下「区」という。）における幼保連携型認定こども園の認可及び内容の変更等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、府省令、基準、条例、規則及び法施行細則で使用する用語の例による。

(設置経営主体)

第3条 認定こども園の設置経営主体は、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。

- (1) 直近の会計年度において債務超過（負債金額が資産総額を超えていることをいう。）となっている。
- (2) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

(定員)

第4条 幼保連携型認定こども園は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園は、府省令及び条例に定める職員配置基準及び面積を下回らない範囲内で、定員を超えて教育及び保育の実施を行うことができる。この場合において、当該施設は、地域において年度途中における幼保連携型認定こども園入園の受入体

制を整えるものとする。

- 3 幼保連携型認定こども園は、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合（連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の状態をいう。）には、定員の見直しを図るものとする。

（職員）

第5条 幼保連携型認定こども園に必要な保育教諭の数は、規則第4条第2号に規定する園児の年齢別に、園児数を同条に規定する保育教諭の員数の基準となる園児数で除し、小数点第1位（端数が生じたときは、小数点第2位を以下切り捨てる。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。

- 2 幼保連携型認定こども園は、保育教諭を常勤の保育教諭（各幼保連携型認定こども園の就業規則等で定めた常勤職員のうち、期間の定めのない労働契約を結び（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が当該幼保連携型認定こども園であり、かつ、従事すべき業務が教育及び保育であるものであって、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該幼保連携型認定こども園を適用事業所とする社会保険の被保険者である者をいう。以下「常勤保育教諭」という。）によって確保することを基本とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育及び保育時間並びに園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合で、次に掲げる条件の全てを満たす場合には、規則第4条に規定する保育教諭の一部に短時間勤務の保育教諭（1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育教諭を含む。以下同じ。）及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てても差し支えない。この場合において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）による園児の発達に応じた組又はグループの編制を適切に行うとともにこれを明確にしておくものとする。

- (1) 常勤保育教諭が各組又は各グループ1人以上（乳児を含む組又はグループに係る第1項により算出された保育教諭の定数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。

- (2) 常勤保育教諭に代えて短時間勤務の保育教諭及びその他の常勤保育教諭以外の保育教諭を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育教諭を充てる場合の勤務時間数を上回ることを。
- 4 規則付則第7項及び第9項に規定する区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次の(1)から(3)までに掲げる者とする。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設等、児童福祉法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業又は東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者（継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者
- (3) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者
- 5 規則付則第8項を適用する場合、原則として小学校教諭が行う保育は5歳以上児を対象とする。
- 6 規則付則第9項は、8時間を超えて開所する日において、利用定員に応じて置かなければならない園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）の数を超えて雇用した直接従事職員のうち、第5条第4項各号に掲げる者を、開所時間中における直接従事職員の総数から利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。
- 7 規則付則第7項及び第9項に規定する区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに規則付則第8項に規定する小学校教諭等免許所持者は、当該幼保連携型認定こども園の施設長及び設置者代表者が、当該職員の直接従事職員としての能力を確認した上で適当と認めるものとする。
- 8 過去3年以内に、法第20条に基づく改善の勧告又は命令を受けた幼保連携型認定こども園は、規則付則第7項から第9項までに規定する特例を適用することができない。
- 9 規則付則第8項又は第9項を適用する事業者は、小学校教諭等免許所持者又は区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の保育士資格取得支援に努め、規則付則第7項から第9項までの適用を受ける者であって、保育に従事したことがない者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すものとする。
- 10 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員配置について、次に掲げる事項に留意するものとする。

る。

- (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。
- (2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態及び低処遇の保育教諭が生じることのないよう留意すること。
- (3) 法第24条に基づき、保育教諭の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

（建物及び設備の基準）

第6条 幼保連携型認定こども園の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の定めるところに従うほか、「室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき室内化学物質対策を実施し、採光、換気等といった園児の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもの並びに次の各項に掲げる基準による設備を有し、適切に運営するものとする。

2 基準設備、面積等は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当するものとする。

区分	要件
乳児室又はほふく室	規則第7条第1号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	規則第7条第2号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理室	園児が乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「乳児室等」という。）から簡単に立ち入ることがないように、乳児室等と区画されていること。定員に見合う面積及び設備を有すること。
便所・その他	便所には乳児室等用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、乳児室等及び調理室と区画されており、かつ園児が安全に使用できるものであること。便所の数は園児20人につき1以上であること。

3 非常口は、火災等非常時に園児の避難に有効な位置に2か所2方向に設置するとともに乳児室等を1階に設ける場合又は屋上に園庭を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。

4 設置者は、「室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果及び対策状況を把握し、安全性が確認された後に開設すること。

5 幼保連携型認定こども園を設置する場合は次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物であること。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI_s値0.7以上かつq値が1.0以上又はC_tU_SD値0.3以上、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物であること。

(子育て支援事業)

第7条 条例第12条に規定する子育て支援事業は、府省令第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を行うものとする。

2 府省令第2条第3号については、対象となる児童に応じて、条例及び規則に定める基準を満たした上で実施しなければならない。

(衛生管理等)

第8条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の使用する設備、遊具等については、安全かつ衛生的に管理するとともに、医薬品、その他の医療品を備えること。

2 入園している者の食事を調理又は調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日付け雇児発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底するものとする。

3 食事の提供について、幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法又は調理業務を委託して行う方法により行う場合は、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18日付け府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号）を遵守し、安全、衛生、栄養、食育等に留意するものとする。

(運営委員会の設置)

第9条 学校法人又は社会福祉法人以外の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営に関し、当該幼保連携型認定こども園の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる運営委員会を設置するものと

する。

2 運営委員会には、社会福祉事業及び学校経営について知識並びに経験を有する者、当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）並びに幼保連携型認定こども園の設置経営主体の実務を担当する幹部職員を含むものとする。

3 運営委員会は定期的を開催し、運営委員会を開催した場合は記録を作成すること。

（幼保連携型認定こども園設置認可（届）の手続）

第10条 私立幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者は、法第17条第1項及び府省令第15条第1項の規定に基づき、次項及び第3項に定めるところにより申請の手続を行うものとする。

2 私立幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする者は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。

(1) 社会福祉法人及び学校法人にあつては次のアからコまでに掲げる書類、それ以外の者にあつては次のアからサまでに掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書

イ 定款又は寄付行為の写し（法人の場合に限る。）

ウ 印鑑証明書

エ 幼保連携型認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書（第2号様式）

オ 資金計画書

カ 幼保連携型認定こども園の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）

キ 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）

ク 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

ケ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画書

コ 預貯金残高証明書（別に定める計画承認申請書（第1号様式）の提出期限の1か月前以降の時点のもの）

サ 納税証明書（別に定める内容のもの）

(2) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類

ア 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（第3号様式）

- イ 最寄駅からの経路等、周辺環境が分かる施設の案内図
 - ウ 施設の配置図及び建物の平面図
 - エ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）
 - オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合に限る。）。ただし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、建築基準法適合状況調査報告書等、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを指定確認検査機関又は区長が確認した文書
 - カ 土地及び建物の登記事項証明書（自己所有の場合に限る。）。ただし、計画承認申請書（第1号様式）提出時に登記がなされていない場合には、登記後に送付すること。
 - キ 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面（土地及び建物が自己所有でない場合に限る。）
 - ク 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（土地及び建物が自己所有でない場合に限る。）
 - ケ 第6条第5項第2号に規定される建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類
- (3) 幼保連携型認定こども園の運営方針に関する次に掲げる書類
- ア 府省令第16条に規定する園則
 - イ 子育て支援事業の計画（第4号様式）
- (4) その他区長が必要と認めるもの
- 3 私立幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする者は、法第17条第1項及び府省令第15条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（法施行細則第7号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出するものとする。
- (1) 幼保連携型認定こども園施設概要書（第5号様式）
 - (2) 社会福祉法人及び学校法人にあつては次のアからサまでに掲げる書類、それ以外の者にあつてはアからシまでに掲げる書類。ただし、イからシまでについては計画承認申請書（第1号様式）の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。
 - ア 法人代表者の履歴書
 - イ 法人の登記事項証明書
 - ウ 定款又は寄付行為の写し（法人の場合に限る。）

- エ 印鑑証明書
 - オ 幼保連携型認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書（第2号様式）
 - カ 資金計画書
 - キ 幼保連携型認定こども園の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）
 - ク 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）
 - ケ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
 - コ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画書
 - サ 預貯金残高証明書（別に定める設置申請書の提出期限の1か月前以降の時点のもの）
 - シ 納税証明書（別に定める内容のもの）
- (3) 職員に関係する次に掲げる書類
- ア 職員の構成書（第6号様式）
 - イ 履歴書の写し（学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び条例第7条第2項ただし書により調理員を置かない幼保連携型認定こども園の調理員を除く。）
 - ウ 保育士証の写し
 - エ 幼稚園教諭免許状の写し
 - オ 規則付則第8項を適用する場合は、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）の写し
 - カ 医師、歯科医師及び薬剤師の免許証の写し
 - キ 養護教諭又は栄養教諭を配置する場合には当該普通免許状の写し
 - ク 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び調理員を除く。）
 - ケ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し
 - コ 園長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）
 - サ 規則付則第7項及び第9項を適用する場合は、第5条第4項に該当することを証する書類
- (4) 建物その他の設備に関する次に掲げる書類。ただし、次に掲げる書類のうち、前項に基づく計画承認申請書（第1号様式）の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。

- ア 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（第3号様式）
 - イ 最寄駅からの経路等、周辺環境が分かる施設の案内図
 - ウ 施設の配置図及び建物の平面図
 - エ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）
 - オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合に限る。）。ただし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、建築基準法適合状況調査報告書等、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを指定確認検査機関又は区長が確認した文書を証する書類
 - カ 乳児室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第5条を満たしていることを証する書類
 - キ 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
 - ク 土地及び建物の登記事項証明書（自己所有物件の場合に限る。）。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、登記後に送付すること。
 - ケ 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面（土地及び建物が自己所有でない場合に限る。）
 - コ 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（土地及び建物が自己所有でない場合に限る。）
 - サ 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し
 - シ 第6条第4項に規定する室内化学物質対策実施基準（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）
 - ス 第6条第5項第2号に規定される建築物にあっては、当該事実を客観的に証明できる書類
- (5) 幼保連携型認定こども園の運営方針に関する次に掲げる書類
- ア 府省令第16条に規定する園則
 - イ 子育て支援事業の計画（第4号様式）
 - ウ 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、アの園則に関する規定及び条例第21条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
 - エ 利用する子供に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し

(6) その他区長が必要と認めるもの

(幼保連携型認定こども園の内容変更(届)の手続)

第11条 幼保連携型認定こども園の内容を変更しようとする者は、府省令第15条第2項の規定により、変更しようとする日の20日前までに、幼保連携型認定こども園変更事項届出書(法施行細則第10号様式)に次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し提出するものとする。ただし、法人の代表者が変更した場合は、理事会等の決議のあった時点で、速やかに幼保連携型認定こども園変更事項届出書(法施行細則第10号様式)を提出しなければならない。

(1) 名称の変更をする場合

幼保連携型認定こども園施設概要書(第5号様式)(変更箇所のみ記入すること。)

(2) 所在地(住所)の表示の変更をする場合

ア 幼保連携型認定こども園施設概要書(第5号様式)(変更箇所のみ記入すること。)

イ 区から発行される住居表示変更の通知書

(3) 設置者の名称の変更をする場合(個人の場合の氏名変更を含む。)

ア 幼保連携型認定こども園施設概要書(第5号様式)(変更箇所のみ記入すること。)

イ 印鑑証明書(事後提出)

(4) 設置者の代表者の変更をする場合(法人の場合に限る。)

ア 幼保連携型認定こども園施設概要書(第5号様式)(変更箇所のみ記入すること。)

イ 代表者の履歴書

ウ 印鑑証明書(事後提出)

(5) 設置者の住所(法人の場合は所在地)の変更をする場合

ア 幼保連携型認定こども園施設概要書(第5号様式)(変更箇所のみ記入すること。)

イ 印鑑証明書(事後提出)

(6) 園長の変更をする場合

ア 幼保連携型認定こども園施設概要書(第5号様式)(変更箇所のみ記入すること。)

イ 園長の履歴書

ウ 園長要件を充足することを証する書面(勤務証明等)

(7) 定員の変更をする場合

ア 幼保連携型認定こども園施設概要書(第5号様式)(変更箇所のみ記入すること。)

イ 職員の構成書(第6号様式)

(8) 建物の規模構造及び使用区分(保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等)並びに

園庭の変更をする場合

- ア 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（第3号様式）
- イ 建物の変更前後の配置図及び平面図
- ウ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）
- エ 本内容変更により新たに乳児室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第5条を満たしていることを証する書類
- オ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、建築基準法適合状況調査報告書等、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを指定確認検査機関又は区長が確認した文書
- カ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後送付すること。
- キ 第6条第4項に規定する室内化学物質対策実施基準（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）

(9) 調理業務に関する変更をする場合

- ア 職員の構成書（第6号様式）（業務委託及び外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合に限る。）
- イ 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合に限る。）
- ウ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び委託先を変更する場合に限る。）

(10) 園則の変更をする場合

改定前後の園則又は園則の変更が確認できるもの

（報告書の提出）

第12条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第30条第1項及び法施行細則第10条の規定により、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（法施行細則第13号様式）に職員の構成書（第6号様式第2片）を添付し、毎年度、別に定める期日までに区長に報告するものとする。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第30条第3項の規定により、次の事項が生じた場合、速やかに区長に報告を行うものとする。この場合において、第2号に規定する事項が生じた場合は、子どもの氏名、住所及び家庭の状況を報告し、第3号から第5号までに規定する事項が生じ

た場合は、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を併せて保健所に報告し、指示に従うものとする。

- (1) 当該施設の管理下において死亡事案、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合
- (2) 当該施設に24時間かつ概ね週5日程度以上入所している児童がいる場合
- (3) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (4) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は利用児童の半数以上発生した場合
- (5) 前2号に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合

3 区長は、法第30条第3項の規定により、前項の報告のほか幼保連携型認定こども園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対して適宜報告を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止)

第13条 幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止する場合は、幼保連携型認定こども園の公共性から教育及び保育事業に多大な影響を及ぼすため、設置者は、相当期間の余裕をもって、区と協議を行うものとする。この場合において、幼保連携型認定こども園の休止とは、原則として1年を超えない期間停止をすることをいい、建物設備について国庫や東京都又は区の補助がなされた幼保連携型認定こども園を廃止しようとするときはあらかじめ文書をもって区に協議しなければならない。

2 私立幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとする設置者は、法第17条第1項及び府省令第17条の規定により、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（法施行細則第11号様式）に次に掲げる書類を添付し、承認を得ようとする日の2か月前までに区長に提出しなければならない。

- (1) 財産処分 of 具体的方法を記載した書類
- (2) 職員の退職後の状況を記載した書類
- (3) 入所児童の具体的な受入計画を記載した書類

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。